

附則

1. 投稿論文数について 相手の学会に投稿できる論文の上限数は、必要と事情に応じて、両学会の担当者間で話し合いのうえ決定し、変更できる。なお投稿の要領、分量、形式などは相手の学会機関誌の投稿規定などに従うこととする。
2. 掲載誌の受領 論文掲載者は必要に応じて、それぞれの学会の規定または決定に従い、掲載誌などを受領できる。

2017年12月16日

台湾日本語文学会 理事長

昭和文学会（日本） 代表幹事

賴振菊



一柳廣子

